

議案第24号

大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
の制定について

大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次
のように制定する。

平成30年2月20日提出

大網白里市長 金坂 昌典

大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例(昭和60年条例第14号)
の一部を次のように改正する。

別表中人間ドック料金の項を次のように改める。

人間ドック料金	半日		43,200円	
	半日(胸部CT検査を含む。)		59,400円	
	1日(脳ドックを含む。)		64,800円	
	1日(胸部CT検査及び脳ドックを含む。)		75,600円	
	脳ドック		32,400円	
	オプション	マンモグラフィー検査		5,400円
		骨密度検査		1,510円
		PSA検査		2,160円
		感染症検査(HBs抗原検査、 HCV抗体検査及びTPHA)		2,700円

別表健康診断料の項料金の欄中「算定した額」の次に「を超えない範囲内で
市長が定める額」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に

係るものから適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。